

(昭和四年八月末現在)

區分	作物名	大正十三年		大正十四年		大正十五年		昭和一年		昭和二年		昭和四年	
		作付面積	歩合	作付面積	歩合	作付面積	歩合	作付面積	歩合	作付面積	歩合	作付面積	歩合
甘給	甘蔗	八〇七〇	五二%	四七五	三〇%	二二五	一四%	一六三	一〇%	一六三	一〇%	一六三	一〇%
	水稲	一〇、三六〇	六五%	一〇、三六〇	六五%	一〇、三六〇	六五%	一〇、三六〇	六五%	一〇、三六〇	六五%	一〇、三六〇	六五%
	計	一六、四三〇		一五、一一〇		一二、六一〇		一七、九三		一七、九三		一七、九三	
蔗給	甘蔗	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%
	水稲	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%
	計	一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇	
水給	甘蔗	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%
	水稲	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%
	計	一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇	
無給	甘蔗	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%	一、〇七〇	一〇%
	水稲	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%	一〇、三六〇	九〇%
	計	一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇		一一、四三〇	

備考

- 一、雜作地中ニハ幾分休閑地ヲ含ムモ全部雜作ヲナセルモノト看做ス
- 一、各區ノ總面積ハ灌溉計畫面積ニシテ維持費徵收面積ト一致セズ
- 一、甘蔗作用水輪番區及無給水輪番區ニ於ケル水稲作ハ主トシテ井戸、埤池等ノ水源ニ依ル

第七章 組合の機關及び業務組織

第一節 組合の機關

本組合は組合規約の定むる所に依りて組合會を置き、組合員中より組合員に於て選舉したる議員並本圳利害關係土地百甲以上の所有權又は質權を有する者及管理者に於て本組合の事業に重大なる利害關係ありと認めたる者をして組織し更に組合會議員中より議員の互選及管理者指名の常務委員を置きたり。

本組合創立以來組合會を開催せること通常臨時を通じて二十有五回、常務委員會を開きたること四回にして組合會議に上程議決せる重要議案は九十餘件の多きに上り時に多少の曲折無きにあらずしと雖常に和衷協同勵精克く協賛の任を竭し組合事業遂行上に些の支障溢滞を來すが如きこと無かりき。

因に本組合創立當時及本圳新設工事竣功當時に於ける組合會議員は左の如し。

組合創立當時に於ける組合會議員

規約第五條第一項第一號該當議員	
臺南州新豐郡仁德庄 黃 澤	臺南州臺南市開山町 辛 西 准
同 同 歸仁庄 楊 金 龍	同 同 港 町 謝 群 我
同 臺南市花園町 林 世 鴻	同 同 新化郡新化街 林 邦 英
	同 同 新市庄 江 春 榮

第二節 職員及び業務組織

一、職員

本組合創立當時の職制 本組合創立當時に於ける組合職員は、組合規約の定むる所に依り、臺灣總督府土木局長を管理者に臺南州知事を副管理者に推戴し、其の下に事務部長一名、建設部長一名、技師長一名、理事、技師、事務員、技術員、監視員若干名の外豫算の範圍内に於て囑託員、雇員、傭員等を置き、理事以下の定員は管理者に於て之を定め、命免又は囑託する規定にして、管理者は組合を代表して、組合の事務を總理し、副管理者は管理者を補佐して組合の業務を分掌し、管理者事故ある時は、其の職務を行ひ、事務部長は事務を掌理し、管理者及副管理者の事故ある時は、其の職務を代行し、建設部長は技術を監督統理し、技師長は建設工事を理事は事務を技師は技術を掌り、事務員は庶務會計に技術員は技術に従事し、監視員は埤圳及之が利用を監視するの規定たりしなり。

本組合創立當時の職員 而して大正九年九月一日、本組合創立認可と共に、組合規約第十九條に依り、管理者として臺灣總督府土木局長山形要助副管理者として臺南州知事枝徳二就任し、組合規約第二十一條及第二十三條に準據して、相談役を囑託し理事以下の組合職員を任命すると共に臺南州内務警務兩部長各課長各郡守市尹其の他の地方官に事務を囑託せり。

本組合創立當時に於ける重なる役員を示せば左の如し。

管理 者	臺灣總督府土木局長	山 形 要 助
副 管 理 者	臺南州知事	枝 徳 二
理 事	秘書係主任	渡 利 友 吉
	文書係主任	相 良 安 道
	調査係主任	三 宮 寛 爾
	用地係主任	田 尻 平 一 郎
	契約係主任	山 野 松 太 郎
	用度係主任	片 山 澄 澄 丈
	計算係主任	事務員 (兼) 片 山 澄 澄 丈
	仕拂係主任	平 田 光 太 郎
	購買係主任	叶 野 亮
	物品係主任	河 野 强
	物品出納係主任	吉 澤 豊 太 郎
建 設 部	事務員	奥 田 久 太 郎

相 談 役

鐵道係主任	技師	八 田 與 一
水路係主任	技師	榎 本 圓 次 郎
營繕係主任	囑託	中 村 武 夫
設計係主任	技師	下 司 勝 太 郎
測量係主任	技術員	阿 部 貞 政 一
機械係主任	技術員	市 川 勝 貞 一
電氣係主任	囑託	田 中 義 一
臺灣總督府鐵道部長	新 元 鹿 之 助	
臺灣總督府殖産局長	高 田 元 治 郎	
臺灣總督府内務局長	末 松 偕 一 郎	
臺灣總督府警務局長	川 崎 卓 吉	
臺灣總督府財務局長	阿 部 務	

職制の改廢と職員の異動 本邦新設工事の如き大事業にして、多數の職員を擁し、業務を遂行せむとせば、

自ら一つの整然たる秩序の下に行動せざるべからず、本組合創立當時は、職制比較的單純にして、上記の如く事務

建設兩部の各係に主任を置きたりしが、大正十年七月二十八日、處務規程の制定と共に従前の主任制を廢して係長制度に改めたり。

其の後事業の進行に伴ひ、建設工事並其の分掌事務漸次繁多を極めしかば、大正十年十月一日、組合令に依り、工事費支辨を以て、雇員に相當する事業技手、事業技手補、工手及び傭員に相當する工手補、常傭夫等を置く事になれり。

前述の如く、本組合創立當時は、臺灣總督府土木局長を管理者に、臺南州知事を副管理者に推戴し、其の下に事務、建設兩部長を置きて、業務の統制を圖るの規定なりしも、兩部長も關員の儘推移し、事務部長の職務は理事渡利友吉、建設部長の職務は技師八田與一各之を代行處理し來たり。然るに、本組合の事業計畫、漸く確定し、愈々之が實行時期に進み、兼任管理者にては工事の進行上、遺憾の點尠からざるを以て、其の統一敏活を期するため、専任有給の管理者を置き、其の指定を臺灣總督に仰ぎ、副管理者、事務部長、建設部長を廢止するを適當認め、大正十年九月三十日の組合會に、是等規約の改正案を提出し、其の議決を経て、臺灣總督に之が認可を申請したるに、同年十月八日、臺灣總督は、規約の改正を認可せらるゝと共に、前副管理者たる臺南州知事枝徳二を専任管理者に指定せられ同月十八日枝管理者著任せり、仍て爾後は臺南州知事を本組合の顧問に仰ぎ従來副管者に委囑せる事項を委任すべく知事の諒解を得たり。

大正十年十一月二十一日、分課規程―課長委任事項を制定すると共に、處務規程の大改正を行ひ、組合事務所に

四課八係を設け、課に課長を置き、係に係長を置きて、各々其の分掌事務を掌理せしめ、課長には理事又は技師を以て之に充て課長及係長は共に管理者に於て之を命免する事となれり。

次で同年十二月一日には、烏山頭出張所處務規程を制定し出張所長の外二係、三工區、一工場を設け、各係及各工區に主任、工場に工場長を置き、工事主任者にも一部の事務を委任して、同出張所に於ける建設事務を掌理せしめたり。

本組合は、建設工事に關する總ての事務を統理せしむるため、技師長一名を置くの規定なりしも、適當の人物なく、組合創立以來、約一年有半は、闕員の儘にて推移し來りしが、大正十一年二月十七日、前臺灣總督府土木局長木課長筒井丑太郎を、本組合技師長に招聘し、之が建設事務の統一進捗を期したり。

大正十一年三月九日、分課規程―處務規程の改正と共に、課係の廢合を行ひて、三課八係となし、烏山頭出張所處務規程の改定と共に、所長委任事項を制定し、同出張所に専任所長を置き、所長の下に四係を配し、各係に係長を置き、事務を掌理せしむる事となし、所長各係長以下各職員の命免は管理者に於て之を致し事業技師、事業技師補、工手、工手補、常備夫、守衛、給仕、小使等の採用及解備は所長に之を委任することとし、所長に技師八田與一の任命を見たり。左に大正十一年四月一日現在に於ける重なる役員を掲ぐべし。

願 問 臺南州知事 吉 岡 荒 造
 管 理 者 枝 德 二

技師長	筒井丑太郎
庶務課長	渡利友吉
庶務係長	松山松次郎
會計係長	大熊米次
調査課長	渡利友吉
水利係長	囑託 森萬吉
調査係長	田尻平一郎
土木課長	(兼) 筒井丑太郎
監督係長	白木原民次
幹線係長	(兼) 白木原民次
支線係長	山本和吉
工務係長	(兼) 山本和吉
烏山頭出張所長	技師 山本和吉
庶務係長	(兼) 八田與一
堰堤係長	(兼) 八田與一
機械係長	(兼) 八田與一
土木係長	技師 榎本定吉

大正十一年八月三日、理事近藤貞光に庶務課長を命じ、理事渡利友吉を調査課長専任せり。

大正十二年二月五日、烏山頭出張所機械係長に技師藏成信一を任命して、八田所長の該係長兼務を解き、次で同年五月八日、土木係長榎本定吉退職せるを以て、技師阿部貞壽を土木係長心得に六月二十四日事務員檜山衛を庶務係長に任命せり。

其の後本組合事業は、漸次順調に進展しつゝ、ありしも……大正九年三月、株式の暴落を端緒として、歐洲大戰に基因せる世界的恐慌の波動を受け、極度の不況に陥りたる我が財界は、爾後四星霜を経過せるにも拘らず、未だ之が恢復の曙光をだに見る能はず、加之、大正十二年九月一日には、彼の關東地方大震災の突發事變ありて、さなきだに不況に在りし我が財界は、彌が上にも急激なる大恐慌を來し、政界の變動相踵いで起り、爲に其の安定を見るに至らず、金融は一層梗塞して、一般事業界頓に振はず、全く行詰りの状態となり、本圳新設工事の如きも、一時中止を傳へられたる程にて、組合事業資金調達上に一大支障を來し、且つ政府の補助金も、財政の都合に依り、其の年度割額を減ぜられ、後年度に繰越下付せらるゝ事となりたる等のごきありて、益々資金の調達難を加へ、一部署業の繰延を爲すを餘義なくされ、従つて事務費亦大緊縮を斷行するの必要に迫られたるを以て、同年十二月十五日、渡利理事、榎本技師、松山庶務係長、田尻調査係長等勇退し其の他の職員を合せ全職員約其の三分の一に退職を求むるの已むなきに至れり。

大正十三年一月上旬以來、一豎に胃され、臥床靜養中なりし、庶務課長理事近藤貞光は、翌二月十六日、病ひ革りて、遂に起たづ。仍て其の後任として龔きの會文郡守藤井願一を任命たり。

同年三月十三日、水利係長森萬吉退職せしかば、其の後任に囑託小原一策を任命するに共に、庶務係長に事務員田中三熊を任命せり。次で五月一日には、技師阿部貞壽の烏山頭出張所土木係長心得を解きて、同出張所堰堤係長に任命し、土木係長は八田所長の兼務する所となり、更に十月三十日には、支線係長兼工務係長山本和吉退職せるを以て、翌十一月一日支線係長に技師木村純平、工務係長に事務員片山澄丈を各任命せり。

大正十四年六月三日、會計係長大熊米次病を獲て逝きたるを以て、翌七月十四日、事務員佐野豊、其の後を襲ひ、其の年十二月十日、烏山頭出張所庶務係長檜山衛病軀其の職に堪へず退職せり。

大正十五年四月二十九日、庶務係長田中三熊退職したるを以て、其の後任に祕書主任大岡泰曉を任命し、其の後任に元嘉義郡役所勤務郡屬伊藤武夫を任命せり、又同年五月九日には、烏山頭出張所庶務係長に囑託檜垣元秀を、十一月一日には、土木係長心得に技術員小田省三を任命せり。

本圳新設工事の中、給水路支線に關する事務は、大正十一年三月九日、分課規程―處務規程の改正以來、土木課支線係に於て分掌し來りしが、工事の進行に伴ひ、是等の給水路支線に關する事務、大いに繁忙を極めしかば、之が事務の統一刷新を期すべく……昭和二年五月二十八日、分課規程―處務規程の改定と共に、土木課支線係を二分して、第一第二の兩支線係を設け、第一支線係長に前支線係長木村純平を、第二支線係長心得に技術員福田源太郎を任命したりしが、同年八月二十日、福田技術員の第二支線係長心得を解き、第二支線係長に技師百瀬泰次郎を任命せり。

昭和二年三月三日、府令第十六號を以て、臺灣公共埤圳規則及臺灣公共埤圳規則施行規則の改正あり、公共埤圳組合の職員の設定選任方法、在職年限等を規定せられたるが故に、本組合亦組合規約改正の必要に迫られたるを以て、昭和三年二月九日臨時組合會を開き、是等組合規約の改正案を提出、其の議決を経て、直に臺灣總督に之が認可を申請し、同年十月六日附を以て臺灣總督の認可を得たり。

此に本組合規約の改正に依り、理事、技師の定員を左の如く定むるに共に、事務員を書記に、技術員を技手と改めたり。

管理者。理事二名、技師十三名(内一名ヲ技師長トス)書記、技手、監視員。

昭和四年五月一日、監督係長兼幹線係長技師白木原民次は臺灣總督府技師に轉任したるを以て新に事務を囑託して監督係長を命じ技師諸岡明七に幹線係長を命じたり。

昭和四年十二月三日、幹線係長技師諸岡明七は臺灣總督府交通局技師に轉任したるを以て技師木村純平に幹線係長兼務を命ぜり。

工事竣功當時の職員 本圳新設工事竣功當時に於ける重なる役員を擧ぐれば左の如し。

顧問	臺南州知事	永山止米郎
管理者	枝德二	
技師長	筒井丑太郎	

庶務課長	理事	藤井顯一
庶務係長	書記	大岡泰曉
會計係長	書記	佐野豐
○調査課長	(兼)	筒井丑太郎
水利係長	技師	小原一策
調査係長	(兼)	小原一策
土木課長	(兼)	筒井丑太郎
監督係長	囑託	白木原民次
幹線係長	(兼)	木村純平
第一支線係長	技師	諸岡明七
第二支線係長	技師	木村純平
工務係長	書記	百瀬泰次郎
○烏山頭出張所長	技師	片山澄丈
庶務係長	囑託	八田與一
堰堤係長	技師	阿部貞壽
機械係長	技師	藏成信一
技師	技師	市川勝次

技師 田中義一
 土木係長心得 技手 小田省三
 囑託 島津良能
 醫 長 囑託 松浦保

職員の待遇 本組合職員の待遇に關しては、臺灣總督府を初め各官廳、各種公共團體等の規定を參考として、各種の規程を制定し、之に基きて各職員相應の待遇をなしたり。即ち、職員に對する給與に就きては、職員給與規程並職員加俸規程を制定して、各人の伎倆に應じ、適切なる給與額を定めたる外、職員在勤手當給與規定を設定して、非衛生的にして不健康地なる官佃溪貯水池堰堤築造工事の現場たる烏山頭出張所在勤職員に對し特に之を適用せり。又諸物價の趨勢に鑑み、生活の安定を期するに共に、進むで其の向上を圖らしむるため、組合内規に依り定期昇給を行ひ、且つ各職員勤惰の状態を參酌して、年末には相當の賞與金を支給せり。

組合職員には宿舍を貸與したるも、宿舍不足其の他の事由に依り、宿舍を貸與せざる者に對しては、宿舍料支給規程に基きて、各人相應の宿舍料を支給せり。又、職員の職務を帶び出張或は旅行をなしたる場合は、職員旅費規程の定むる所に依り適當の旅費を支給したるなり。

本組合事業は、其の性質上、職務の爲め、不測の災害又は死傷に罹る場合なきにあらざるを慮り、職員死傷疾病手當給與規程を制定して、之が罹災者を扶助し、病氣其の他の事由に依り退職したる者、職に殉じたる者、在職中死亡せる者等に對しては、職員退職死亡給與金支給規程を設けて一時金を支給し、貯蓄を奨勵する爲に義務貯金規程

を制定せる等職員の給與待遇に就き遺漏なきを期したり。

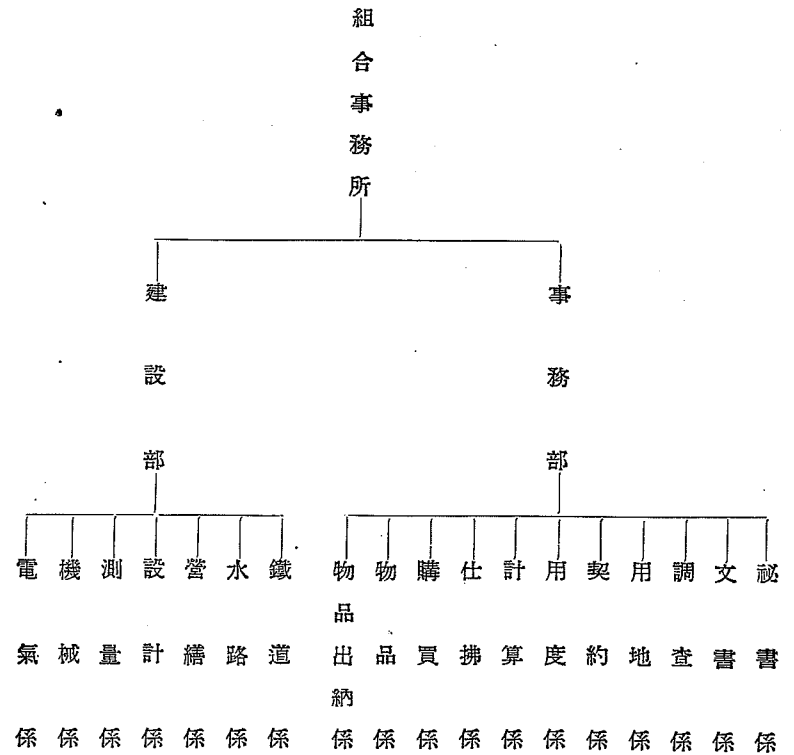
職員の勤務に關しては、職員服務規程を制定し、苟くも職員としての體面を汚し、信用を失墜するが如き所爲ありたる時は、該規程に準據して、斷乎たる措置を執れり。尙ほ職員の採用に就ては、相當教養あり經驗ある着實穩健の士を以てするに力めたり。

二、業務組織

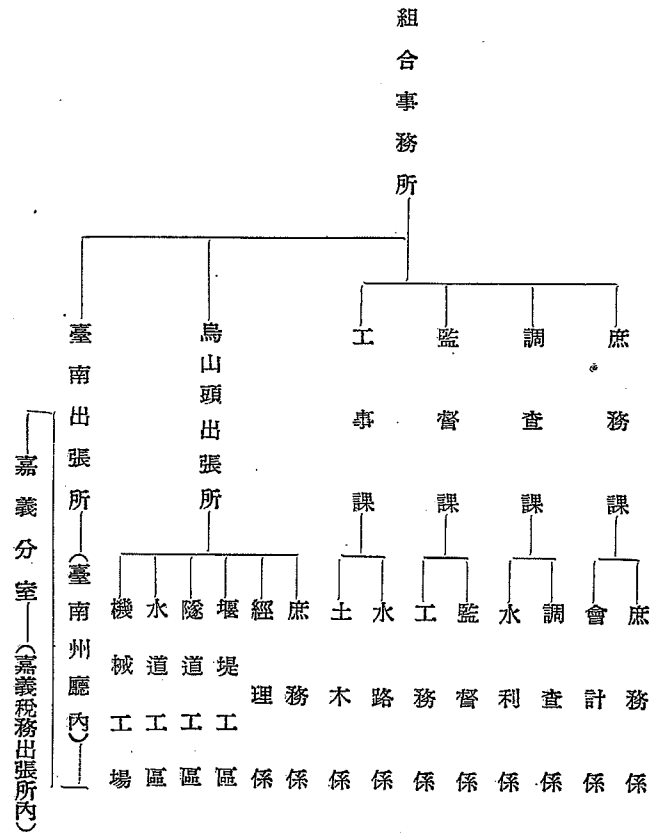
本組合創立當初に於ては、業務の全體を分ちて事務、建設の兩部を爲し、前者に、祕書、文書、調査、用地、契約、用度、計算、仕拂、購買、物品、物品出納の十一係、後者に、鐵道、水路、營繕、設計、測量、機械、電氣の七係を置きたり。即ち二部十八係を設けて事務を分掌し、業務の統制進捗を圖りたるものにして、本組合設立當時に於ける業務の組織系統は左の如し。

斯くて本組合事業は、漸を追うて進展し、大正十年四月一日には、組合事務を分掌せしむるため、臺南州廳内及官田溪貯水池堰堤工事の現場たる會文郡官佃庄烏山頭に出張所を設け、臺南出張所に於ては、徵收及用地に關する一切の事務を掌理し、烏山頭出張所に於ては、貯水池堰堤工事、烏山嶺取入隧道工事及之に附隨する萬般の事項を掌理する事となり、且つ實測並設計調査も殆ど其の大體を了りたる等事業の進捗に伴ひ、事務亦漸く廣汎に互りしかば、同年七月二十八日、處務規程を制定して、兩部各係の廢合を行ひ、事務部に庶務、調査、計算、出納、購買、物品、契約の八係を置き、建設部に工務、監査、測量、鐵道、水路、營繕、堰堤工區、隧道工區、機械、電氣の十係を配し、臺南、烏山頭兩出張所に於ける事務分掌其の他に就きては、組合事務所處務規程を準用する事とし、以て事務の統一刷新を期したり。

然るに大正十年九月三十日の組合會に於て、組合規約改正の結果、同年十月十八日、臺灣總督の指定に依り、前臺南州知事枝徳二專任管理者に就任するや、事務系統組織の統一及業務刷新の至緊至要を認め、翌十一月二十一日、分課規程一課長委任事項を制定して、事務の統一敏活を圖るに共し、從來の處務規程に大改正を加へたり。即ち、當該分課規程及處務規程に基きて、組合事務所庶務、調査、監督、工事の四課を置き、庶務課に庶務、會計の兩係、調査課に調査、水利の二係、監督課に監督、工務の兩係、工事課に水路、土木の二係を配して事務を分掌せしめ、業務の統制刷新を圖れり。又曩に設置したる烏山頭出張所は、事務所及宿舍の建設其の他諸般の準備、全く整ひたるを以て、此の年十月一日、同出張所を閉所するに共し、一般組織より分離し、十二月一日、烏山頭出張所處



務規程を制定して、之れに庶務、經理の二係、堰堤工區、隧道工區、水道工區の三工區、機械工場等を置きて、分掌事務を明かにし、工事主任者にも一部の事務を委任して、其の敏活を圖るこゝに、なり、茲に整然たる業務組織を見るに至れり。



越つて大正十一年三月九日、更らに分課規程及び庶務規程を改正して、課係の廢合を行ひ、監督、工事兩課を合體して土木課を爲し、土木課に監督、幹線、支線、工務の四係を置きて、建設事務の統一を圖り、之と同時に、烏山頭出張所處務規程をも改正して、同出張所に専任の所長を置き、所長の下に庶務、堰堤、機械、土木の四係を配し、従前の經理係、堰堤工區、隧道工區、水道工區、機械工場等は之を廢止し以て事務の統一簡捷を期したり。

昭和二年五月二十八日、分課規程並處務規程の一部を改正し、從來の支線係を分ちて第一、第二の兩支線を設け、第一支線係に於ては、急水溪以北に於ける水路支線工事を、第二支線係に於ては、急水溪以南に於ける水路支線工事を各分掌する事となれり。之れ實に本圳新設工事竣功當時に於ける業務の系統組織なり。左に之を掲げむ。

